平成２８年（フ）第３７１号
熊本県上益城郡御船町大字木倉1584番地、前住所熊本県上益城郡御船町大字高木2046番地１
債務者　田中　芳美
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７３号
熊本県上天草市大矢野町登立103番地４、前住所熊本県上天草市大矢野町登立112番地４
債務者　織口　昭浩
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４９３号
札幌市中央区双子山１丁目４番29号
債務者　三輪　栄次
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７７号
札幌市東区北25条東13丁目１番24―101号
債務者　米陀由美子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８４号
札幌市東区北20条東14丁目３番13―405号
債務者　尾崎由美子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６９８号
札幌市豊平区豊平２条２丁目３番１―701号
債務者　井戸　雅仁
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７２４号
札幌市中央区南19条西11丁目２番12号　美幸マンション８号
債務者　大江レイ子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７３８号
札幌市東区北27条東１丁目１番20号　ドリーム201号
債務者　江本　香苗
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７３９号
札幌市東区北27条東１丁目１番20号　ドリーム201号
債務者　江本　俊亮
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７５２号
札幌市東区北23条東３丁目３番12―107号
債務者　小島　　晃
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６９号
北海道釧路郡釧路町別保８丁目63番地
債務者　齋藤　雅人
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１７０号
釧路市桜ケ岡５丁目20番19号
債務者　中田　一之
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２２８号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島505番地５　デイリーヒルズⅡ103
債務者　佐藤　知也
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５６号
群馬県前橋市南橋町１番地５　Ｌ―403号
債務者　勅使川原一浩
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５８号
群馬県渋川市北橘町八崎1316番地２
債務者　塩谷　久美
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５９号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1232番地２　コーポアゼリアⅠ　105号
債務者　松本　真紀
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６４号
群馬県前橋市石倉町４丁目４番地11　サイトウマンション　106号
債務者　髙橋　裕之
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１０号
静岡県駿東郡清水町畑中４番地の16
債務者　松原　順子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係